

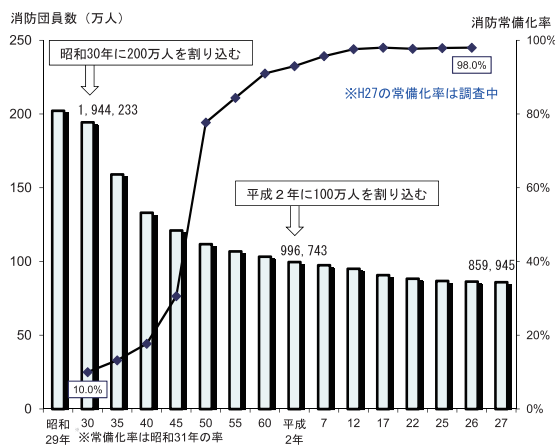
□ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化について

消防庁国民保護・防災部地域防災室長 河合 宏 一

1 消防団を取り巻く現状と課題

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きいのであるが、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

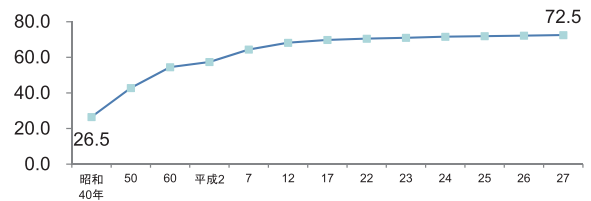
第1の課題は、団員数の減少である。団員数は年々減少して859,945人（平成27年4月1日現在速報値。特に断りのない限り以下同じ。）と、戦後一貫して減少していることから、団員の減少に歯止めをかける必要がある（図1）。



消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成27年4月1日現在（速報値）で約86.0万人と戦後一貫して減少

図1 消防団員数と消防常備化率の推移

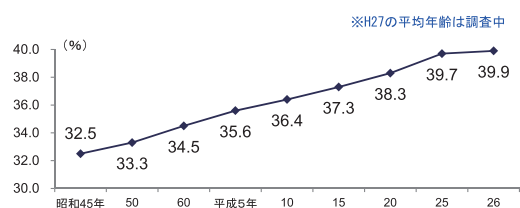
次に、被雇用者（サラリーマン）団員の割合は72.5%と高い水準で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある（図2）。



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は72.5%

図2 被雇用者団員比率の推移

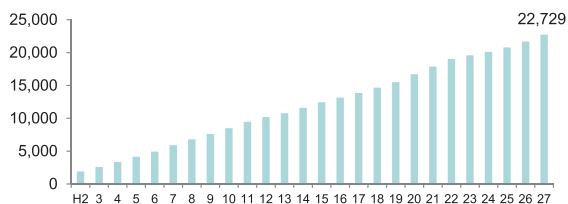
また、消防団員の平均年齢は39.9歳（平成26年4月1日現在）となっており、毎年少しずつではあるが上昇していることから、若者の入団促進を図っていく必要がある（図3）。



消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳

図3 平均年齢の推移

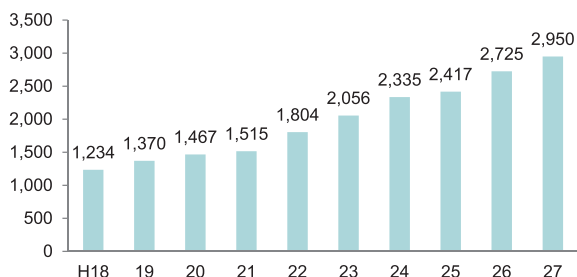
一方、女性団員数は22,729人となっており、団員総数が減少する中、その数は年々増加している（図4）。とはいえ女性団員がいる消防団は全体の64%にとどまっており、女性団員がいない消防団を中心に積極的な入団促進の取組が必要である。



女性消防団員数は22,729人で全体の約2.6%であり、前年度より1,045人増加。女性消防団員数は年々増加

図4 女性消防団員数の推移

学生団員は体力的にも時間自由度という観点からも大いに期待できる層であり、女性団員と同様に年々増加して2,950人となっているが、女性団員と比べてもまだまだ広がりがないのが実情である(図5)。



学生(専門学校生を含む)の消防団員数は2,950人であり、前年度より225人増加。学生の消防団員数は年々増加

図5 学生団員数の推移

さらに、消防団は、東日本大震災において、消火・救急・救助活動はもとより、水門閉鎖や住民の避難誘導・避難所の運営支援など、それぞれの役割に応じて実に様々な活動に献身的に取り組み、高い評価を受けている一方で、団員自体に多大な人的被害が生じたことや消防団詰所や装備等が多大な被害を受けた中での活動等の課題も明らかになったことを踏まえ、団員の処遇改善や装備・教育訓練の充実等に取り組む必要がある。

2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の概要

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(以下「消防団等充実強化法」という。)

は、議員立法により第185回臨時国会に提出され、平成25年12月に成立したところである。

消防団等充実強化法は、消防団の充実強化に主眼を置きつつ、併せて自主防災組織の充実や防災教育の推進をも図ろうとするものであり、「消防団の強化等」と「地域における防災体制の強化」との2本立ての構成となっている。

まず、第1章の総則において、国及び地方公共団体の責務や住民の役割などについて規定した後、第2章では、地域防災力の充実強化に関する計画の策定について規定している。第3章の基本的施策は2節構成となっており、第1節「消防団の強化等」では、①全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、②国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、③公務員の兼業の特例、④事業者・大学等の協力、⑤消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化などを規定している。また、第2節「地域における防災体制の強化」では、①自主防災組織等に対する援助、②防災に関する学習の振興などを規定している。

3 消防団等充実強化法を受けた消防庁の消防団充実強化施策

消防庁では、消防団等充実強化法の成立を受けて消防庁長官を本部長とする消防団充実強化対策本部を設置し、次の(1)~(4)の4本柱の施策を推進している。

(1) 消防団への加入促進

まずは年々増加傾向にある女性団員や学生を始めとする若手団員を中心に、更なる加入促進を働きかけることが重要であることから、平成27年2月13日、高市総務大臣から全都道府県知事及び全市町村長あてに、女性や若者、地方公務員の加入促進等を働きかける書簡を発出した。また、消防団員数が著しく増加した消防団等に対して総務大

臣感謝状を贈呈することを予定しているほか、大学生等の就職を支援するための学生消防団活動認証制度の創設（平成26年11月28日）、先進的な加入促進策を講じる地方公共団体を財政的に支援するモデル事業の実施（平成27年度新規事業）などの施策を講じている。

被雇用者団員対策としては、消防団活動に協力している事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度を設けているが、制度導入市町村が1,156市町村にとどまっていることから、前述の総務大臣書簡において、未導入市町村解消を働きかけている。加えて、被雇用者である消防団員が気持ちよく活動するためには職場の理解が必須であり、学生消防団活動認証制度についても採用側の経済界への周知を図る必要があることから、主要経済団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会）に対して平成27年2月から3月にかけて総務大臣書簡を手交し、地域を支える主体として事業者の積極的な参画を呼びかけたところである。また、消防団員が特に多い消防団協力事業所に対しても総務大臣感謝状を贈呈し、それに併せて経済団体と意見交換を行うことも予定している。

消防団等充実強化法という新しい法律ができたことを契機として、地域防災力の充実強化に向けたうねりを消防防災の関係者だけの取組に止めるのではなく、各界・各層の参画による国民運動の展開へとしていくことが重要であることから、平成26年8月29日、日本消防協会主催により東京で「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」が開催された。平成27年度からは、これを全国へと伝播させていくことが課題であり、消防庁において予算を確保し、まずは東日本（茨城県）と西日本（広島県）の1箇所ずつで同様の大会を開催することとしている。

(2) 消防団員の処遇の改善

消防団員の処遇を改善するため、政令を改正し（平成26年4月1日施行）、退職報奨金を全階級で原則5万円引き上げた（最低保証額20万円）。

団員報酬については、普通交付税の積算上は年額36,500円とされており、それよりも特に支給額が低い市町村に対して引上げを要請してきた。その結果、無報酬であった団体は今年度中に解消される見通しとなっているが、報酬が1万円に満たないなど、なお交付税単価より著しく低い市町村も多い（平成25年度決算における全国平均は25,855円）ことから、更なる引上げを働きかけている。

(3) 装備の充実・強化

消防団の装備については、平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」（消防庁告示）を大幅に改正した。具体的には、まず、災害現場での情報共有のため双方向の情報手段を確保する観点から、全ての団員に双方向通信機器（トランシーバー等）を配備することとしている。また、風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備についても全ての団員に配備することとしている。さらに、大規模災害等に際して消防団が救助活動に従事する状況が想定されることから、自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備することとしている。これらの基準改正に併せて、消防団の装備に関する地方交付税措置を大幅に増額しており（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（H25）から約1,680万円（H27）に増額）、各市町村においては、速やかに予算措置をさせていただき、一日も早く装備基準に沿った配備が達成されるよう努めていただきたい。

また、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車を国が消防学校や消防団に無償貸付けし、より高度な教育訓練を実施してもらうため、平成26年度補正予算で15億円（約100市町村へ配備）、平成27年度当初予算で3.6億円（18消防学校へ配備）を措置したところである。

(4) 教育・訓練の充実・標準化

消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図

るため、平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を改正した。具体的には、従来は座学中心で12時間であった中級幹部科を抜本的に見直し、部長等を対象に現場の指揮について実践的な実技訓練等を行う「現場指揮課程」(14時間)と、分団長等を対象に分団本部等における指揮に関する教育訓練を行う「分団指揮課程」(10時間)の2つの課程からなる「指揮幹部科」として拡充強化した。そのための教材として、DVD及びテキストを作成するとともに、その内容をすべて防災・危機管理e-カレッジで公開しており、消防団員のみならず、自主防災組織の方々など一般住民の方にも役立てていただける内容としているので是非一度御覧いただきたい。http://open.fdma.go.jp/e-college/dvd_index.html

4 地域の総合防災力の充実強化に向けた取組

(1) 長野県北部を震源とする地震における共助による被害抑止

平成26年11月22日に発生した、長野県北部を震源としたマグニチュード6.7の地震により、長野県白馬村及び小谷村では家屋等に大きな被害を受けた(全壊77棟・半壊36棟・一部損壊1,624棟)。発災が午後10時8分であり、ほとんどの住民が自宅にいたはずであり、全壊77棟の下敷きになった方々だけでも相当数にのぼるのではないかと思われる状況であったにもかかわらず、死者はゼロということで人的被害を最小限に食い止めることができたのである。

その立役者と言えるのが、住民の共助である。具体的には、男性村民の多くが現役の消防団員又は消防団OBであり、高い防災意識を持ち、彼らが自主防災組織の中核を担っており、常備消防や自衛隊などが到着する前に彼らだけで救助活動等を行うことができたのである。また、災害時の避難に手助けが必要な高齢者等の住まいなどの情報

を地図上に書き込むなど「支え合いマップ」を作成していたこともあり、避難誘導や安否確認も迅速に行うことができ、発災から1時間半程度で全世界帯の安否が確認できたのである。

これは、まさに地元の地域防災力の賜物であり、地域防災の中核を担っている消防団及び自主防災組織の活動があったからこそその共助の奏功事例であると言える。

(2) 防災まちづくり大賞

消防庁では、自主防災組織等の育成・活性化を図るため、防災まちづくり大賞という表彰を毎年行っている。地方公共団体、消防団、自主防災組織、青年・少年・幼年消防クラブ、女性(婦人)防火クラブ、事業所、小中学校・高等学校・大学、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイディア、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞など)し、広く全国に紹介することにより、もって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的としている。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度に創設し、平成27年度に20回目の節目を迎える。前述のとおりどのような団体でも応募資格があるので、是非、総務大臣賞を目指して奮って応募していただきたい。

(3) 首長のリーダーシップに期待

東日本大震災以降も、各地で自然災害が頻発している。その中には、残念ながら地元自治体の対応が後手に回り、あるいはミスが重なり、被害を大きくしてしまった事例も見受けられた。普段は住民の信頼を集める行政運営をいかに行っていたとしても、たった一度の失敗で、首長がすべての名声を失いかねないのが災害対応である。

地域防災力の充実強化の成否を決するのは、首長のリーダーシップにかかっていると一言でも過言ではない。全国の首長さんたちが、より高い意識を持って防災に取り組んでいただくことを期待して結びとしたい。